鹿児島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

貸付・償還の手引き

【書類の提出先・問合せ先】

社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会

〒890-8517　鹿児島市鴨池新町１番７号

電話　０９９－２５８－２９８４

FAX　０９９－２９６－８１２３

※申請書等の指定様式は、鹿児島県母子寡婦福祉連合会のホームページからダウンロードできます。

目　　次

Ⅰ　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度について　　　 　 ・・・ １

Ⅱ　申請手続き等について　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 ・・・ ２

Ⅲ　貸付申請から資金交付までの流れ(訓練促進資金)　　　　　 　 ・・・ ８

Ⅳ　貸付申請から資金交付までの流れ(住宅支援資金)　　　　　　 ・・・ ９

Ⅴ　養成機関に在学中の手続き　　　　　　　　　　　　　　　　 　 ・・・１０

Ⅵ　養成機関修了後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）　　　　　・・・１１

Ⅶ　住宅支援資金貸付終了後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）　・・・１３

Ⅷ　養成機関修了後の手続き（返還の場合）　　　　　　　　 ・・・１５

Ⅸ　住宅支援資金貸付終了後の手続き（返還の場合） 　　　　　　・・・１６

Ⅹ　業務従事中とみなされる求職活動について　　　　　　　　　　　・・・１７

**Ⅰ　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度について**

　　この制度は、鹿児島県内で高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭に対して、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸付するとともに，自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立促進を図ることを目的とする制度です。

　　訓練促進資金は，資格を取得した日から1年以内に鹿児島県内で就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事したとき返済が免除されます。

住宅支援資金は現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から１年以内に就職又は現に就業している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし，１年間引き続き就業を継続したときに返済が免除されます。

**（１）貸付制度の根拠**

鹿児島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）

鹿児島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要領（以下「要領」という。）

**（２）実施主体**

　　社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会（以下「県母連」という。）

**（３）貸付対象者**

　　次の要件をすべて満たす方を対象とします。

ア　訓練促進資金

1. 母子父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方

ただし、専門実践教育訓練給付金を受給する方は入学準備金の対象になりません。

また、保育士修学資金・介護福祉士修学資金の貸付金を受けている方は対象になりません。

1. 鹿児島県に住民登録をしている方
2. 高等職業訓練促進給付金の対象となった養成機関を修了し、資格を取得し、

鹿児島県内において取得した資格が必要な業務に従事しようとする方

1. 他の都道府県で訓練促進資金を借り受けていない方

イ　住宅支援資金

1. 鹿児島県に住民登録をしている方
2. 原則として，児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている方(若

しくは所得が児童扶養手当支給水準の世帯の方)

1. 「母子・父子自立支援プログラム策定事業」に基づくプログラムの策定を受けている方

**（４）貸付内容**

　　貸付金額は，次の金額を上限とします。

ア　入学準備金　**500,000円**

高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関へ入学する際の準備金

イ　就職準備金　**200,000円**

高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関の過程を修了し、資格を取得した方が就職する際の準備金

ウ　住宅支援資金　12ヶ月の範囲内で**月額上限40,000円**

**（５）貸付利子**

ア　訓練促進資金

　　　連帯保証人を立てる場合は無利子とします。

　　　連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後は、年1.0パーセントの利率です。

ただし、返還となった場合に返還期限を過ぎると年３．０％の延滞利息を徴収します。

イ　住宅支援資金

　　無利子とします。

**（６）連帯保証人**

貸付けを希望する方が未成年の場合は、法定代理人（親権又は後見人）とします。連帯保証人は、貸し付けを受けた方と連帯して債務を負担し、その保証債務は延滞利息を含みます。

**Ⅱ　申請手続き等について**

**（１）貸付の申込み**

ア　訓練促進資金

貸付の申請手続きは、高等職業訓練促進給付金の支給手続きを行った自治体に相談の上、申請人の住所地に所在する県母連の支部会長を経由して、申請書と下記必要書類をそろえてお申込みください。

【必要書類】

1. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式第１号）
2. 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
3. 住民票謄本（世帯全員のもの，個人番号のないもの）
4. 申請人の履歴書（任意様式，市販のもので可）
5. 個人情報取扱・同意書（様式第２号）
6. 連帯保証人の収入を証明する書類（任意様式，源泉徴収票など直近の年収が

　わかるもの）※連帯保証人を立てる場合

1. 養成機関の在学証明書【入学準備金申請者のみ】
2. 養成機関の課程を修了したことを証明する書類【就職準備金申請者のみ】
3. 当該養成機関を経て取得した資格を証明する書類【就職準備金申請者のみ】
4. その他、県母連理事長が必要と認めた書類

【注意】貸付審査に当たり、必要に応じて書類を追加提出していただく場合があります。

イ　住宅支援資金

貸付の申請手続きは、母子・父子自立支援プログラム策定を行った地域振興局等の母子・父子自立支援に相談の上、申請人の住所地に所在する県母連の支部会長を経由して申請書と下記必要書類をそろえてお申込みください。

1. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）貸付申請書（様式第１

号）

1. 母子・父子自立支援プログラムの写し
2. 住民票謄本（世帯全員のもの，個人番号のないもの）
3. 個人情報取扱・同意書（様式第２号）
4. １月あたりの家賃相当額が分かるもの（賃貸住宅の賃貸契約書の写し等）
5. その他、県母連理事長が必要と認めた書類

【注意】貸付審査に当たり、必要に応じて書類を追加提出していただく場合があります。

**（２）貸付の決定**

貸付の可否は、貸付等審査会で審査の上、決定します。貸付決定の場合、県母連理事長と貸付決定者との間で貸付に関する契約（以下「貸付契約」という。）を締結していただきます。（以後，県母連理事長と貸付契約を締結した主たる債務者を「借受人」という。）貸付契約を締結した後に貸付金を交付します。

**（３）資金の交付**

ア　訓練促進資金

　　県母連理事長が定めた日に一括で交付します。

イ　住宅支援資金

毎月交付または四半期に１回交付します。

**（４）貸付契約の解除**

　　県母連理事長は次のいずれかに該当することとなった場合は、貸付契約を解除します。

ア　訓練促進資金

1. 養成機関を退学したとき。
2. 心身故障のため就学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
3. 死亡したとき。
4. 借受人が、貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
5. その他訓練促進資金貸し付けの目的を達成する見込みがなくなったと認め

られるとき。

　　 ⑥　在学中に結婚等により、ひとり親ではなくなったとき。

イ　住宅支援資金

* + 1. 死亡したとき。
		2. 借受人が，貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
		3. その他住宅支援資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

**（５）資金の返還**

　借受人は，次のいずれかに該当した場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただきます。

ア　訓練促進資金

1. （４）に該当したとき。
2. 借受人が養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から１年以内に、鹿児島県内において取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき。
3. 借受人が鹿児島県内において、取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき。
4. 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障で業務に従事できなくなったとき。

　　資金の返還については、養成機関に在学した期間の２倍に相当する期間の範囲内

に、一回払、半年賦又は月賦による均等償還により返還していただきます。

イ　住宅支援資金

1. 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。
2. 住宅支援資金の貸付を受けた者が，１年以内に業務に従事（プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等）しなかったとき。
3. 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障で業務に従事できなくなったと

き。

住宅支援資金の返還については，貸付を受けた期間の２倍に相当する期間の 範囲内に，一回払，半年賦又は月賦による均等償還により返還していただきます。

　（５）に該当する場合、「訓練促進資金返還計画（様式第15号）」または「訓練促進資金返還計画（住宅支援資金）（様式第15号）」を提出していただきます。

**（６）返還の猶予**

　 次に該当する場合は、県母連理事長は当該事由が継続する期間、訓練促進資金の返還を猶予することができます。

ア　訓練促進資金

1. 借受人が、訓練促進資金の貸し付けを解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
2. 借受人が、当該養成機関を卒業後、他種の養成機関において修学しているとき。
3. 借受人が、当該養成機関を修了後、鹿児島県内において取得した資格が必要な業務に従事しているとき。
4. 借受人が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により訓練促進資金の返還が困難であると認められるとき。

イ　住宅支援資金

借受人が，災害，疾病，負傷，その他やむを得ない事由により住宅支援資金の返還が困難であると認められるとき。

　借受人には、訓練促進資金の返還猶予を希望する場合、関係書類を添えて

「返還猶予申請書（様式第11号）」または「返還猶予申請書（住宅支援資金）（様式第11号）」を提出していただきます。

**（７）返還の免除**

　　次に該当する場合は、県母連理事長は訓練促進資金の返還を免除することができます。

ア　訓練促進資金

1. 借受人が養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から１年以内に就職し、鹿児島県内において取得した資格が必要な業務に従事し、５年間引き続きその業務に従事した場合【全額免除】
2. 借受人が、上記の期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合【全額免除】
3. 借受人が、一定期間以上、鹿児島県内において取得した資格が必要な業務に従事したとき。【一部免除】ただし、特別な事情がなく恣意的に退職した者を除く。
4. 借受人が死亡し、又は障がい、行方不明等により訓練促進資金の返還が困難であると認められるとき。ただし、相続人又は連帯保証人に請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。【全部又は一部免除】

イ　住宅支援資金

1. 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から１年以内

に就職又は現に就業している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし，１年間引き続き就業を継続したとき。（災害，疾病，負傷その他やむを得ない事由により就業できない場合は，引き続き就業しているものとみなす。ただし，当該就業期間には参入しない。）【全額免除】

1. 前号に定める就業期間中に，業務上の事由により死亡し，又は業務に起因す

る心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。【全額免除】

1. 借受人が死亡し，又は障がい，行方不明等により住宅支援資金の返還が困難

であると認められるとき。ただし，相続人又は連帯保証人に請求を行ってもな

お，返還が困難であるなど，真にやむを得ない場合に限る。【全部又は一部免除】

借受人には、訓練促進資金の免除を希望する場合、関係書類を添えて「返還免除申請書（様式第12号）」または「返還免除申請書（住宅支援資金）（様式第12号）」を提出していただきます。

**（８）届出義務について**

　　借受人は、債務が消滅するまでの間において次に掲げる事情が生じた場合、県母連理事長に届出をしなければなりません。

ア　訓練促進資金

1. 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に変更があったとき。
2. 借受人が養成機関を進級、休学、留年、復学、修了したとき。
3. 借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
4. 借受人が訓練促進資金を解約するとき。
5. 借受人が就職又は離職したとき。
6. 借受人が養成機関を修了し、資格を取得した日から１年以内に、鹿児島県内において取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき。
7. 借受人が養成機関修了後、さらに他種の養成機関において修学しているとき。
8. 借受人が養成機関で修学した資格を取得できなかったとき。
9. 借受人が鹿児島県内において、取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき。
10. 借受人又は連帯保証人が死亡したとき。
11. 借受人が、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、訓練促進資金の返還が困難であると認められるとき。

イ　住宅支援資金

* + 1. 借受人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に変更があったとき。
		2. 借受人が住宅支援資金を解約するとき。
		3. 借受人が就職又は離職したとき。
		4. 借受人が返還猶予中に就業先を変更したとき。
		5. 借受人が，災害，疾病，負傷その他やむを得ない事由により，住宅支援資金の返還が困難であると認められるとき。

**（９）借受人の責務**

ア　借受人は、居住する自治体の母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活が継続できるように努めなければなりません。

イ　借受人は、県母連から貸付の要件等に関する問合せを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければなりません。

**（10）連帯保証人の責務**

ア　返還の責務

連帯保証人は、借受人と連帯して訓練促進資金（住宅支援資金）を返還しなければなりません。

イ 連帯保証人による諸手続き

借受人が死亡し、又は障がい、行方不明、災害、疾病、負傷、その他の事由により、自ら（５）、（６）、（７）、（８）に規定する手続きを行うことができないときは、当該借受人の連帯保証人がこれを行わなければなりません。

ウ　連帯保証人は、県母連から貸付の要件等に関する問合せを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければなりません。

**（11）相続人の責務**

　　　借受人が死亡したとき、当該借受人の相続人は遅滞なく、「訓練促進資金（住宅支援資金）　異動届（様式第７号）」とその事実を証明する書類を添えて、県母連理事長に届けなければなりません。

**Ⅲ　貸付申請から資金交付までの流れ(訓練促進資金)**

１　貸付申請

　　鹿児島県母子寡婦福祉連合会に申請書類を提出

２　審査・貸付決定

（１）県母連の貸付審査会において、貸し付けの可否を決定

（２）貸し付けの可否を借入申込者に通知

　　　・貸付（承認・不承認）通知書（様式第16号）

　　　　　　貸付決定の場合

３　契　　約

（１）以下の書類を県母連に提出

①　鹿児島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書（様式3号）

※　消費賃貸借契約書に収入印紙を貼付し、割り印をしてください。

借受金額が１万円以上１０万円以下　　　200円

　　借受金額が１０万円を超え５０万円以下　400円

1. 印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人、法定代理人）
2. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金　誓約書（様式第4号）
3. 振込口座申し出書（様式第５号）

４　資金の交付

（１）指定された口座に訓練促進資金を送金（一括交付）

**Ⅳ　貸付申請から資金交付までの流れ(住宅支援金)**

１　就業相談

　　市または県地域振興局の母子・父子自立支援員に就業相談

２　自立支援プログラムの策定，支援

　　自立支援プログラムを策定し，支援を受ける。

３　貸付申請

　　鹿児島県母子寡婦福祉連合会に申請書類を提出

４　審査・貸付決定

（１）県母連の貸付審査会において、貸し付けの可否を決定

（２）貸し付けの可否を借入申込者に通知

　　　・貸付（承認・不承認）通知書（様式第16号）

　　　　　　貸付決定の場合

５　契　　約

（１）以下の書類を県母連に提出

* + 1. 鹿児島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）借用証書（様式3号）

※　消費賃貸借契約書に収入印紙を貼付し、割り印をしてください。

借受金額が１万円以上１０万円以下　　　200円

借受金額が１０万円を超え５０万円以下　400円

1. 印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人、法定代理人）
2. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）　誓約書（様式第4号）
3. 振込口座申し出書（様式第５号）

４　資金の交付

（１）指定された口座に住宅支援資金を送金（毎月交付または四半期に１回交付）

**Ⅴ　養成機関に在学中の手続き　※入学準備金借受人のみ**

１　進級した場合

（１）入学準備金の貸付を受けた借受人は、以下の書類を毎年４月２０日までに県母連に提出してください。

・在学証明書

・現況報告書（様式第１０号）

２　退学・休学・停学・留年，復学等する場合

（１）養成機関を退学、休学、停学、留年等となったときは、退学・休学・停学・復学・留年・解約届（様式第６号）を速やかに県母連に提出してください。

　　　※退学や休学・停学・留年に伴い貸付金を返還する場合は１０ページ参照

３　貸付を辞退する場合

（１）退学等の理由による場合を含め、貸付を辞退するときは退学・休学・停学・復学・留年・解約届（様式第６号）を県母連に提出してください。

　　　ただし、消費賃貸借契約解除後も引き続き養成機関に在学している場合は、高等職業訓練促進資金返還猶予申請書（様式第11号）及び在学証明書を提出してください。

（２）貸し付けた訓練促進資金は、期間内に返還していただきます。

**Ⅵ　養成機関修了後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）**

当該養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から１年以内に就職し、鹿児島県内において取得した資格が必要な業務に従事した場合には返還の猶予、さらには５年間引き続きその業務に従事した場合には、貸し付けた訓練促進資金の返還免除を受けることができます。

【**返還猶予の場合**】

１　返還猶予申請

［入学準備金の借受人］

（１）養成機関を修了した場合、以下の書類を提出

1. 修了届（様式第8号）、資格取得届（様式第9号）

（取得した資格の資格者証等の写し・卒業証明書）

1. 現況報告書（様式第１０号）
2. 業務従事期間証明書（高等職業訓練促進資金用）（様式第13号）
3. 訓練促進資金返還猶予申請書（様式第11号）

※養成機関を修了後、さらに他種の養成機関において修学しているときは上記書類に在学証明書を添付してください。

※（１）における返還猶予申請を行った時点で取得した資格が必要な業務に従事していない場合、１年以内に当該業務に従事した時点で業務従事期間証明書（高等職業訓練促進資金用）（様式第13号）及び訓練促進資金返還猶予申請書（様式第11号）を提出してください。なお、１年以内に当該業務に従事できなかった場合は、返還していただきます。

［就職準備金の借受人］

（１）貸付決定後，以下の書類を提出

1. 業務従事期間証明書（高等職業訓練促進資金用）（様式第13号）
2. 現況報告書（様式第10号）
3. 訓練促進資金返還猶予申請書（様式第11号）

２　返還猶予決定

県母連は返還猶予の可否を審査し，借受人に通知します。（様式第17号）

３　業務従事

資格取得後，鹿児島県内において取得した資格が必要な業務に従事している期間は返還猶予となります。

（１）返還猶予期間中は、毎年４月に必ず、現況報告書（様式第10号）及び業務従事期間証明書（高等職業訓練促進資金用）（様式第13号）を県母連に提出してください。

（２）離職（退職や失業）等の場合は，異動届（様式第7号）により速やかに県母連に報告してください。返還を開始していただきます。

（再就職のために求職活動を行っている場合には、返還猶予となる場合もあります。詳しくは後述の「業務従事中とみなされる求職活動について」を御覧ください。）

【**返還免除の場合**】

１　返還免除申請

　　原則として、５年間引き続き鹿児島県内において業務に従事した場合、返還免除となります。ただし、一旦離職したものの再就職のために求職活動をしている場合は、一定の条件のもと「継続して業務に従事した」とみなされる場合があります。詳しくは後述の「業務従事中とみなされる求職活動について」を御覧ください。

（１）返還免除申請に係る以下の書類を県母連に提出

　　・訓練促進資金返還免除申請書（様式第12号）

　　・業務従事期間証明書（様式第13号）

２　返還免除申請決定

（１）県母連は、返還免除の可否を借受人に通知します。（様式第18号）

免除決定の場合は、消費賃貸借契約書を返還します。

**Ⅶ　住宅支援資金貸付終了後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）**

現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から１年以内に就職又は現に就業している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし，継続している場合には返還の猶予，さらに１年間引き続き就業を継続した場合には、貸し付けた住宅支援資金の返還免除を受けることができます。

【**返還猶予の場合**】

１　返還猶予申請

（１）貸付終了から１年経過時，以下の書類を提出

①　業務従事期間証明書（住宅支援資金用）（様式第13号）

②　現況報告書（様式第10号）

③　訓練促進資金（住宅支援資金）返還猶予申請書（様式第11号）

２　返還猶予決定

県母連は返還猶予の可否を審査し，借受人に通知します。（様式第17号）

３　業務従事

現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から１年以内に就職又は現に就業している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし，継続している期間は返還が猶予されます。

（１）返還猶予期間中は、毎年４月に必ず、現況報告書（様式第10号）及び業務従事期間証明書（住宅支援資金）（様式第13号）を県母連に提出してください。

（２）離職（退職や失業）等の場合は，異動届（様式第7号）により速やかに県母連に報告してください。返還を開始していただきます。

【**返還免除の場合**】

１　返還免除申請

　　就職又は転職等をし，さらに１年間引き続き就業を継続した場合には、貸し付けた住宅支援資金の返還免除となります。

（１）返還免除申請に係る以下の書類を県母連に提出

　　・訓練促進資金（住宅支援資金）返還免除申請書（様式第12号）

　　・業務従事期間証明書（様式第13号）

２　返還免除申請決定

（１）県母連は、返還免除の可否を借受人に通知します。（様式第18号）

免除決定の場合は、消費賃貸借契約書を返還します。

**Ⅷ　養成機関修了後の手続き（返還の場合）**

当該養成機関を修了後１年以内に、鹿児島県内において当該養成機関で取得した資格が必要な業務に従事しなかった場合など、返還猶予を受けていない場合

１　返還計画提出

（１）養成機関を修了後１年以内に、鹿児島県内において当該養成機関で取得した資格が必要な業務に従事しなかったときや資格を取得できなかったとき、鹿児島県内において取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき等で、返還猶予を受けていない場合は、返還計画（様式第15号）を県母連に提出し、県母連からは借受人に返還通知書を送付します。

２　返　還

（１）返還通知書に基づき、返還を開始していただきます。

　　・指定された金融機関口座への送金による一回払、半年賦又は月賦返済

　　　・返還期間は、養成機関に在学した期間の２倍に相当する期間（やむを得ない事由により県母連理事長が認めた場合は、養成機関に在学した期間の４倍に相当する期間）の範囲内で返還してください。

　　　・返還期間を過ぎた場合、残元金に対し年３パーセントの延滞利子が発生します。

（２）毎年４月１日から４月２０日までに現況報告書（様式第10号）を県母連に提出してください。

３　返還完了

（１）返還完了を借受人に通知し、借用証書を返還します。

**Ⅸ　住宅支援資金貸付終了後の手続き（返還の場合）**

住宅支援資金の貸付を受けた者が，１年以内に就職（プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等）しなかったときなど、返還猶予を受けていない場合

１　返還計画提出

（１）現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から１年以内に就職又は現に就業している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をしなかったとき，または就職や転職後１年間引き続き就業を継続しなかったとき等で、返還猶予を受けていない場合は、返還計画（様式第15号）を県母連に提出し、県母連からは借受人に返還通知書を送付します。

２　返　還

（１）返還通知書に基づき、返還を開始していただきます。

　　・指定された金融機関口座への送金による一回払、半年賦又は月賦返済

　　　・返還期間は、貸し付けた期間の２倍に相当する期間（やむを得ない事由により県母連理事長が認めた場合は、貸付期間の４倍に相当する期間）の範囲内で返還してください。

（２）毎年４月１日から４月２０日までに現況報告書（様式第10号）を県母連に提出してください。

３　返還完了

（１）返還完了を借受人に通知し、借用証書を返還します。

Ⅹ**業務従事中とみされる求職活動について（訓練促進資金）**

　　一旦離職したが、再就職のために以下のいずれかの求職活動を行っている場合は最長１年間（通算）、求職期間中も継続して就業しているものとみなされ、業務に従事した期間に算入されます。借受人は、公共職業安定所長等就労支援機関等に求職登録をした上で、毎月（１）～（３）に記載の書類を添付して提出してください。

　　なお、１年を超える求職期間については、「継続して就業した期間」には含めませんが、就業中とみなされる場合がありますので御相談ください。

＜就業期間とみなされる求職活動＞

　以下の（１）～（３）の活動が就業期間とみなされます。

　求職期間中は、求職活動報告書（様式第14-1号）とともに、（１）～（３）に定める様式を毎月提出してください。

（１）月１回以上求人への応募を行った場合

　　【提出書類】

　　　応募したことを証する書類の写し、又は求職活動確認票（様式第14-2号）

　　　（求職活動確認票には、就労支援機関等から確認の押印をもらってください。）

（２）次のような就職の可能性を高める活動を、原則月２回以上行っている場合

　　・公共職業安定所長、許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう。）が行う職業相談や職業紹介等

　　・公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等

　　　[注]単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しません。

　　【提出書類】

職業相談、職業紹介などの活動を行ったことを証する書類の写し、又は求職活動確認票（様式第14-2号）就労支援機関等から確認の押印をもらってください。

（３）以下の職業訓練等を受講している場合

　　・公共職業安定所長の指示・推薦により，公共職業訓練等を受講している場合

　　・就職支援計画に基づき，求職者支援訓練を受けている場合

　　・公共職業安定所の指導により、各種養成施設に入校する場合

　　・公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

　　【提出書類】

職業訓練等を受講していることを証する書類（職業訓練受講の証明書の写し又は支援計画書の写し）